

起訴前審査と福祉の支援



「豪英との比較の視点から」

日本司法福祉学会第14回全国大会
大会シンポジウム

水藤 昌彦
山口県立大学
m.mizuto@yamaguchi-pu.ac.jp

本報告のポイント

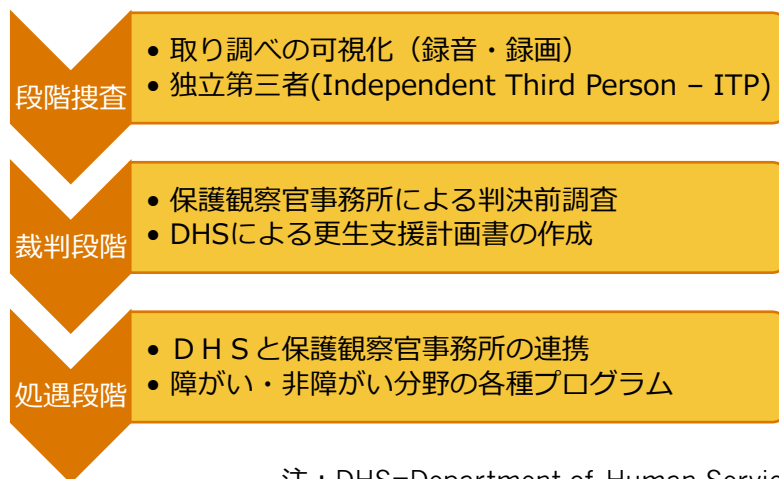
- 知的障がいのある犯罪行為者の裁判・処遇段階の対応
- オーストラリア ビクトリア州の状況
- イギリス イングランド・ウェールズの状況
- 日本における今後の展開への示唆

オーストラリア ビクトリア州

- 特別なニーズをもつ被疑者・被告人への対応が制度化
→ 例：精神障がい者、先住民、薬物依存症の人 etc.
- 知的障がいのある被告人への特別措置
- 根拠法：1991年判決法（Sentencing Act 1991）
- 社会内処遇命令 + 障害者福祉支援 = 更生支援計画
- 心理教育・ソーシャルワーク・医療の連携

刑事司法手続の段階別 知的障がいのある犯罪行為者のための主な制度

4



注：DHS=Department of Human Services
=ビクトリア州ヒューマン・サービス省

5

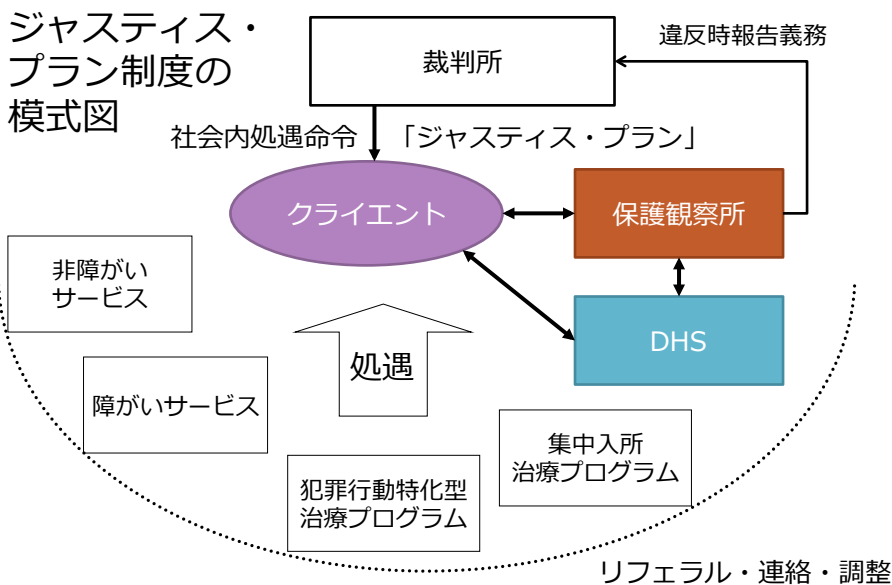
ジャスティス・プラン（更生支援計画書）

目的：「知的障がいのある犯罪行為者の再犯の可能性を低減すると考えられるサービスを提示することにより、裁判所の量刑決定を補佐すること」（DHS, 2008）

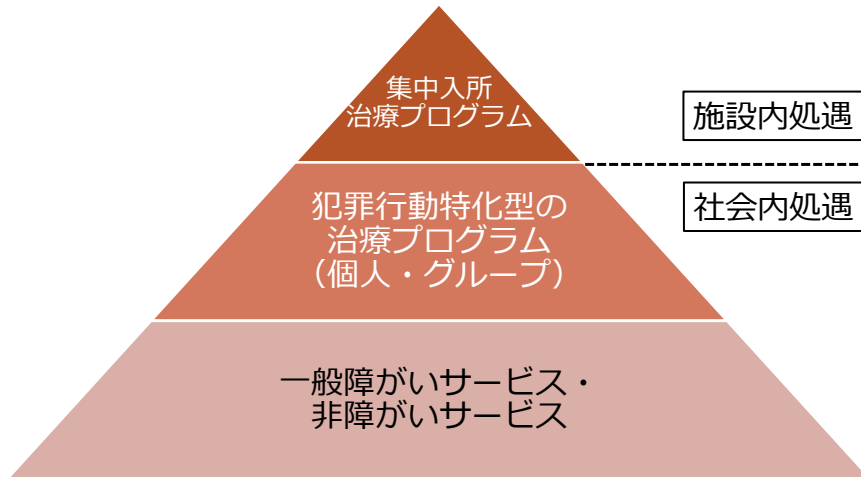
- 刑事裁判において有罪となり、裁判所が社会内処遇を検討する知的障がいのある被告人が対象
 - 裁判所命令によって、障害福祉担当官庁(DHS) が作成
 - 調査書を同時作成
- 障害程度、日常生活への影響、サービス利用状況、障害と犯罪行為
- 保護観察官事務所が判決前調査を別途実施

6

ジャスティス・プラン制度の模式図



サービスの3段階モデル



8



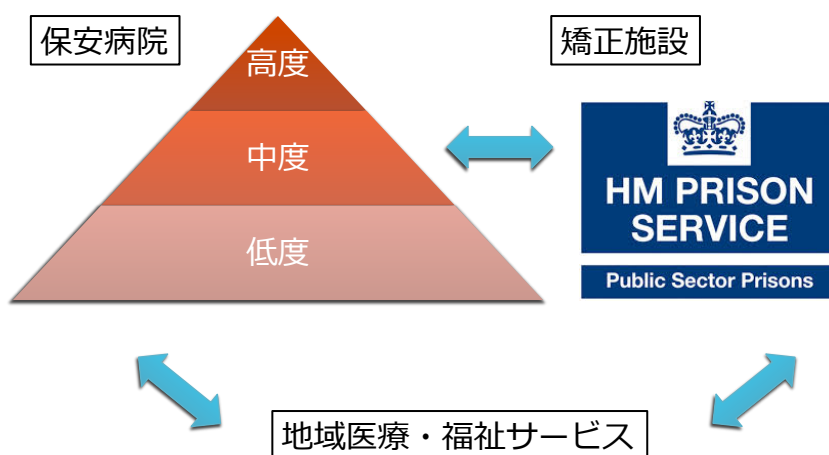


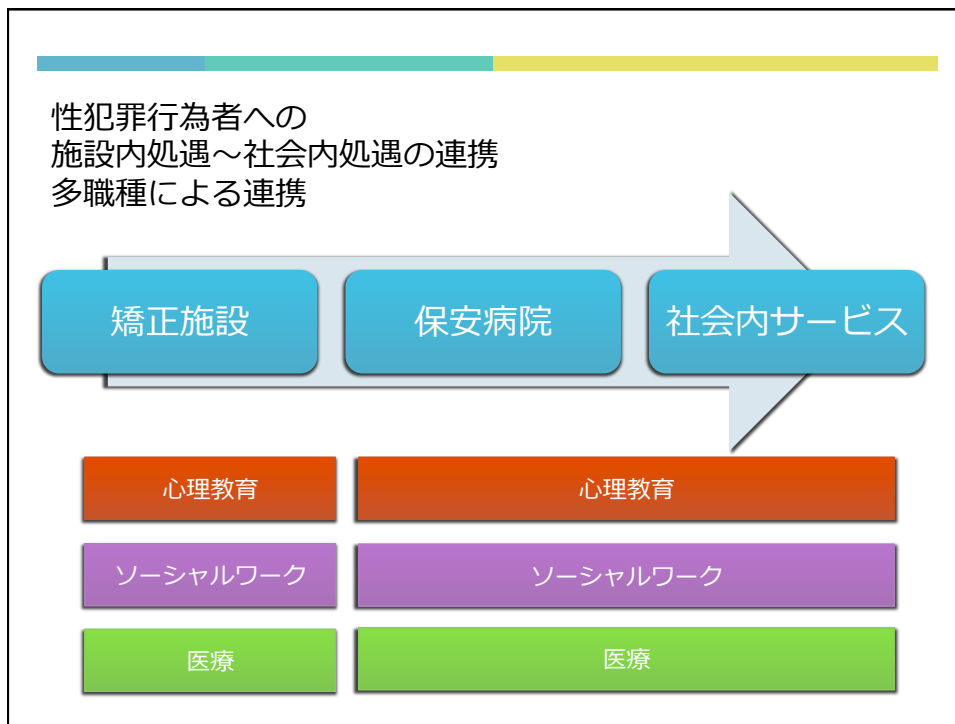
イギリス イングランドとウェールズ

- 知的障がい者が刑事司法手続の対象
 - 精神保健医療へのダイバージョンが可能
- 根拠法：2007年精神保健法（Mental Health Act 2007）
- 処遇ニーズに応じた段階的サービスシステム
- 心理教育・ソーシャルワーク・医療の連携
- 施設内処遇～社会内処遇の連携体制

処遇ニーズに応じた
サービス・システム

Care Pathwaysの強調





日本における今後の展開への示唆

1. アセスメント機能
→ 本人の処遇ニーズ・リスクの評価
2. ニーズに応じた重層的なサービスシステム
→ 処遇密度と保安レベル
→ 専門施設の存在と段階的処遇・支援
3. 処遇システムを通じた一貫性
→ 心理教育+ソーシャルワーク+医療
→ コーディネーション機能